

## 令和7年度 あゆ祭「屋台村」 出店誓約書

鳥取市河原町あゆ祭における屋台村の出店に際し、その趣旨に従い、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および食品衛生法等関係法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、出店を差し止められ、または制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

※誓約の各事項について内容を確認した場合は、各チェックボックスにチェックを入れてください。

- 1. 私どもは、暴力団およびその関係者とは一切関わりがありません。
- 2. 出店業務従事者として申請した者以外は業務に従事させません。
- 3. 出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
- 4. 出店に際して認められた目的以外の行為は、一切行いません。
- 5. 出店の意思がなくなり、または出店が不可能となった場合には、速やかにあゆ祭企画実行委員会に連絡し指示を受けます。
- 6. 当日の出店者は、必ず名札を着用して営業します。名札を忘れてきた場合、従業員等の変更等があった場合は、直ちにあゆ祭企画実行委員会に名簿を再提出します。
- 7. 出店に関し、主催が当日に見回りを行い、出店者の確認を行う際、主催者から許可された場所以外で出店していることが発覚した場合は、速やかに所定の位置に移動します。それができない場合は、その場で閉店、撤去します。
- 8. 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等についてあゆ祭企画実行委員会の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 9. 食品を出店または取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、あゆ祭企画実行委員会および保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 10. 出店品目および価格は、あゆ祭企画実行委員会が容認する範囲のものとし、有害な商品およびあゆ祭企画実行委員会側が不適と判断するものについては出品しません。
- 11. 出店に際し、あゆ祭企画実行委員会の施設、物品等を滅失または破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、または破損等を賠償します。
- 12. 出店およびこれに関して発生した費用等は、すべてこれを負担します。天候等により祭が中断または中止となった場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切当実行委員会に請求いたしません。
- 13. その他出店に関して疑義を生じた場合は、その都度あゆ祭企画実行委員会と協議し、指示を受けます。

あゆ祭企画実行委員会 会長 様

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者職氏名

㊞